

千曲運輸株式会社 飲酒に関するルール

1. 当社は「**飲酒運転撲滅事業所**」を宣言し、公私にわたり車両を運転する際にアルコールが検知されないように**会社、および社員は丸**となって取り組み続ける。
2. 当社は車両を運転する際の**酒気帯び運転の撲滅と社員の健康管理**の一環として、また**プロドライバーの責務**として「**運行前 24 時間の飲酒をしない**」事が**最善の行動**であるとし、社員に周知し続ける。
3. 点呼時にアルコール検知器が 0.01 以上の数値を検知した場合は、すぐにうがいを行い 30 分間の時間を置いた後、再度検査を行わなければならない。30 分経っても数値が 0.00 とならなかった場合は検知された成分が『**飲酒によるアルコール**』であると断定し、**退職勧奨または懲戒解雇の対象**とする。
4. 点呼時のアルコールチェックは対面、中間問わず**必ず行わなければならない**。チェックを怠った場合は、本人及びその時の点呼執行者を懲戒の対象とする。特に中間点呼が必要な社員はアルコール検知器が常に動作するかの管理を行い、担当管理者は常に検知器の状況の把握をしなければならない。
5. 当社の社員はメーカーから提供されているリストを元に食事、うがい等に細心の注意を払い、**アルコール検知器が誤検知をしないように注意を払わなければならない**。できる限り点呼前の 30 分間は食事を控え、摂取する水分については水またはお茶とされたい。また、点呼直前の食事において誤検知をする可能性のあるものを食べてしまった場合はあらかじめ点呼時に管理者に申し出なければならない。
6. 当社は「**運行前 24 時間の飲酒**」を**推奨しない**。よって、運行前 24 時間以内の飲酒については本人の責任の範囲で行う事。
7. 社員同士の飲酒において、翌日の点呼時にアルコールが検知された場合は、その席に同席していた社員も飲酒の有無を問わず**同じ責を負う**。

飲酒に関するルール 2021.7.1 施行
2022.6.1 改正
2023.7.1 改正

